	2　連続動作	通常の使用状態で24時間動作させたとき。	2　始動してから１分経過したとき以後において、設備規則第40条の５第２号（イ(3)及びロ(3)を除く。）の条件に適合すること。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
［略］	［略］		［略］

［注　略］

［**別表第三号～別表第六号**　略］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
［略］												
デジタル選択呼出装置の機器	○	○	○	○	○							○

	2　連続動作	通常の使用状態で24時間動作させたとき。	2　始動してから１分経過したとき以後において、設備規則第40条の５第２号（イ(3)及びロ(3)を除く。）の条件に適合すること。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
狭帯域直接印刷電信装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	2　連続動作	周波数測定装置の１の(1)に同じ。	2　始動してから１分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	(1)　設備規則第40条の６第２号及び第３号の条件に適合すること。 (2)　総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
［同左］	［同左］		［同左］

［注　同左］

［**別表第三号～別表第六号**　同左］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
［同左］												
デジタル選択呼出装置の機器	○	○	○	○	○							○